

# 「よこはま協働の森基金」で保全したい 身近な小規模樹林地を募集しています

## 事業の目的

市民に身近な小規模樹林地を市民と行政との協働により保全するため、「よこはま協働の森基金」を創設し、市民の皆さんが自主的に集めた資金と、「基金」からの拠出金等とをあわせて、樹林地を取得する事業です。

## 市民の皆さんの活動

- ◇身近な樹林地の保全を発意します。
- ◇審査委員会の審査後3か月以内に、土地所有者の方から売却の承諾を得ます。
- ◇募金活動を行い、取得費用の一部（1割以上。ただし、上限額500万円）を集めます。
- ◇取得後、樹林地の日常的な管理（周辺からの巡回や管理に関する問合せの窓口など）を行います。

## 対象となる樹林地

市街地に残る樹林に覆われた良好な緑地で

- ◇面積が300㎡以上1,000㎡未満の一団のまとまりのあるもの（面積が1,000㎡以上の一団の樹林地の一部（300㎡以上1,000㎡未満）を含む。）
  - ◇境界が確定しているもの
  - ◇公道に接するか、又は管理用通路が確保できるもの
  - ◇樹木による日影、倒伏、落下枝等近隣への影響が少ないもの
  - ◇土地の安全性が確保されていて、隣接地に地滑り、崩落等の恐れがないもの
- などの条件があります。

## 申請できる方 及び 申請書類

樹林地の取得を申請できるのは、団体（市民活動団体、NPO、自治会・町内会等）に限ります。団体は親族以外の5世帯以上の住民で組織することが必要です。

申請時には、申請書、理由書、団体会員名簿、募金活動計画書、樹林地管理計画書、土地への立入調査同意書、公図、地積測量図等を提出します。

## 審査及び合意書、協定書の締結

申請のあった樹林地は、学識経験者などによる審査委員会の審査を経て、取得の可否を決定します。

決定後は、樹林地の保全について、団体と横浜市との間で、

- ◇円滑な募金活動等を行うために、合意書を締結します。
- ◇樹林地の取得や取得後の管理について、協定書を締結します。



【制度全般に関するお問合せ先】

横浜市 環境創造局 緑地保全推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

（横浜市（横浜市環境創造局）は令和2年5月7日に移転しました。）

電話 045-671-3534 / E-mail ks-ryokuchihozen@city.yokohama.jp